

委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、第4期沖縄県手話推進計画策定に関する業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、甲の指示に従い、別添「委託業務仕様書」に基づいて、委託業務を実施しなければならない。また、当該仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託期間）

第2条 委託の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料及び支払方法）

第3条 甲は、委託業務に要する委託料として、金_____円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税_____円）を支払うものとする。「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（器材等の費用負担）

第4条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、全て乙の負担とする。

（再委託等）

第5条 乙は、本事業の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、契約の主たる部分（契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務）の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、本事業の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、事前に再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書等で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は、請負わせる場合はこの限りではない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約保証金として第4条に定める委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(完了報告)

第7条 乙は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、遅滞なく甲に対して委託業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託業務完了報告書の提出を受けた日から速やかに業務完了の確認、検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については、前2項の規定を準用する。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条第2項の規定により実施した検査の結果が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託業務に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額とする。

(委託料の支払)

第9条 乙は前条に定める通知を受けた後に、委託料（既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額）の支払いを請求することができる。

- 2 甲は乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず概算払いをすることができる。
- 3 甲は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 4 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲に返還するものとする。
- 5 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合、乙は甲に、残余に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた率で計算した延滞金を支払わなければならない。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その理由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除するときは、委託料を精算するものとする。

(履行遅滞)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、委託期間満了のときまでに委託業務を完了する事ができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から履行遅滞金を徴収して、履行期間を延長することができる。

- 2 前項の履行遅滞金は、乙の遅延日数につき、契約金額に年3.0%の割合で計算した額とする。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第3条の規定における委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して請求金額に年3.0%の割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

(委託業務の変更)

第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添「委託業務仕様書」に記載された委託業務の内容又は委託業務に係る経費の内訳を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出てその承認を受けなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 乙(代表者、役員又は実質的に経営に関与する者)が次に掲げた一に該当すると判明したとき。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合には、乙は違反金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えたときは、その不足分を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、次の各号に掲げる事由が生じたときは直ちに損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(著作権等)

第15条 乙が、この委託業務により取得した著作権等についての一切の権利は、甲が承継するものとする。

(委託業務の報告)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要事項について報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 3 甲は、乙の提出する報告書の内容が不十分である場合は、乙に再調査等を求めることができる。
- 4 前項の規定により甲が再調査等を求めたときは、乙は自己の負担において速やかに必要な調査等を実施しなければならない。

(物品等の管理)

- 第17条 乙は、委託料により購入した物品及び委託業務関係資料等（以下「物品等」という。）を、適切に管理しなければならない。
- 2 委託業務完了後、前項に規定する物品等のうち、返還を要する物品等を甲が指定したときは、乙は甲の指示により当該物品等を返還するものとする。

(帳簿等)

- 第18条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入及び支出について証拠書類等を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を委託業務完了後5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

- 第19条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。
 - 3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(疑義の協議)

- 第20条 前各条に定めのない事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙